特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

」 <u></u>						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童扶養手当事務					
②事務の概要	ひとり親の生活の安定と児童の健やかな成長を図ることを目的に、児童扶養手当法に基づき、離婚等の理由により、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監督・養育している父又は母等に対し、児童扶養手当を支給する。 番号法においては、別表56の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、及び審査等に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当の額の改定の請求の受理、及び審査等に関する事務 ④児童扶養手当の結びなのの意求の受理、及び審査等に関する事務 ④児童扶養手当の未支払の手当の請求の受理、及び審査等に関する事務 ⑤現況届の受理、及び審査等に関する事務 ⑥各種届出の受理、及び審査等に関する事務 ⑥公金受取口座情報の取得に関する事務					
③システムの名称	児童扶養手当システム 宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ サービス検索・電子申請機能					
2. 特定個人情報ファイル:	名 2					
児童扶養手当情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令 第29条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠)第2条の表17の項、20の項、42の項、81の項、89の項、90の項、125の項、140の項、155の項、161の項、第19条、第22条、第44条、第83条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条、第163条 (情報照会の根拠)第2条の表81の項、第83条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	松江市こども子育て部子育て給付課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_						

松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
<u>連絡先</u> 松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)					
9. 規則第9条第2項の適	1]適用した			
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年12月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	16年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、それ] ぞれ重点項目記		評価書 評価書及び 評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書 ウ対策の詳細が記載		
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	」を通じた提供を除く。)	1]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分であ 3)課題が残	入れている る			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	のマイナンバー取得の徹底や、 うことを厳守している。 ・複数人での確認や上司による ている。	、住基ネット	、一登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人から 照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行 行ったうえで、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残し 、施錠できる書棚に保管することを徹底している。				

9. 監査						
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報とい 不正に使用されるリスクへ 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策(委員 レステムを通じて目的外の レステムを通じて不正な提 い滅失・毀損リスクへの対	の紐付けが行われるリスクへのダ への対策 E Ettや情報提供ネットワークシステムを通じた O入手が行われるリスクへの対策 B供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	的安全管理措置、技術的安全 ・特定個人情報を含む書類やし ・USBメモリは、事前に許可をそ 用する場合は暗号化、パスワー	管理措置を講じている。 JSBメモリは、施錠できる 骨た媒体のみ使用可能とれ ードによる保護等を行うよ	に基づき、漏洩、滅失、毀損を防 書棚に保管することを徹底しているなるよう業務端末上制御を行って う指導している。 洩、滅失、毀損リスクへの対策は「	る。 いる。また、使		

変更箇所

変 更 箇	ולי				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	1-5-①部署	松江市健康福祉部保健福祉課	松江市子育て部子育て支援課	事後	
令和1年6月25日	1-5-②所属長	保健福祉課長 西村昌志	子育て支援課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策	_	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年9月25日	1-8 連絡先	松江市 政策部情報政策課	松江市 政策部情報統計課	事後	
令和2年9月25日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月25日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	Ⅰ -1-②事務の概要	ひとり親の生活の安定と児童の健やかな成長を図ることを目的に、児童扶養手当法に基づき、離婚等の理由により、18歳に達する日盤・養育している父又は母等に対し、児童扶養手当を支給する。番号法においては、別表第一項番37の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、及び審査等に関する事務②児童扶養手当の籍の改定の請求の受理、及び審査等に関する事務④児童扶養手当の籍の改定の請求の受理、及び審査等に関する事務④児童扶養手当の事務の改定の請求の受理、及び審査等に関する事務	ひとり親の生活の安定と児童の健やかな成長を図ることを目的に、児童扶養手当法に基づを図ることを目的に、児童扶養手当法に基づき、離婚等の理由により、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監督・養育している父又は母等に対し、児童扶養手当を支給する。番号法においては、別表第一37の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査等に関する事務 ③児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当の額の改定の請求の受理、審査等に関する事務 ⑤現況届の受理、及び審査等に関する事務 ⑥各種届出の受理、及び審査等に関する事務 ※⑤については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	行政手続きオンライン化に伴 う変更
令和4年12月28日	Ⅰ-1-③システムの名称	_	サービス検索・電子申請機能の追加	事後	行政手続きオンライン化に伴 う変更
令和4年12月28日	I-8 連絡先	松江市 政策部情報政策課	松江市 政策部デジタル戦略課	事後	7変史
令和5年4月3日	Ⅰ-1-②事務の概要	_	⑦公金受取口座情報の取得に関する事務の追	事前	公金受取口座情報利用開始に伴う変更
令和5年4月3日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条 第1項 別表第一 項番37	・・ ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条 第1項 別表第一 37の項	事後	11と任う変更
令和5年4月3日	I−4−②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特例個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二 項番13,16,26,30,47,64,65,87,116 (情報照会の根拠) 別表第二 項番57 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 第12,19,35,36,44条 (情報照会の根拠) 第31条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠)別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項(情報照会の根拠)別表第二 57の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第10条の3、第12条、第19条、第53条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	事後	国の根拠法令の改正等に伴う 修正
令和5年4月3日	I-5-①部署	松江市子育て部子育て支援課	松江市こども子育て部子育て給付課	事後	
令和5年4月3日	I -5-②所属長	子育て支援課長	課長	事後	
令和5年4月3日	I-7 請求先	〒690−0876	〒690-8540	事後	
令和5年4月3日	I-8 連絡先	〒690−0876	〒690-8540	事後	
令和7年1月30日	Ⅰ-1-② 事務の概要	を支給する。 番号法においては、別表37の項の規定により、 以下の事務において個人番号を用いる。	ひとり親の生活の安定と児童の健やかな成長を図ることを目的に、児童扶養手当法に基づき、離婚等の理由により、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監督・養育している父又は母等に対し、児童扶養手当を替うといる。 一般では一般である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	番号法改正に伴うもの
令和7年1月30日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表56の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	番号法改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	制限) 及び別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二 13の項、16の 項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 (情報照会の根拠) 別表第二 57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令	・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) 第2条の表17の項、20の 項、42の項、81の項、89の項、90の項、125の 項、140の項、155の項、161の項、第19条、第22 条、第44条、第63条、第91条、第92条、第127 条、第143条、第157条、第163条 (情報照会の根拠)第2条の表81の項、第83 条	事後	番号法改正に伴うもの
令和7年1月30日	Ⅱ-1 いつの時点の係数か	令和2年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	時点を最新に変更
令和7年1月30日	Ⅱ-2 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	取扱者数を修正
令和7年1月30日	Ⅱ-2 いつの時点の係数か	令和2年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	時点を最新に変更
	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		(項目追加)	事前	様式変更に伴う追加
	IV-11 最も優先度が高いと考 えられる対策	_	(項目追加)	事前	様式変更に伴う追加